

お知らせ

同封の審判書謄本のとおり審判がなされましたのでお知らせいたします。

あなたが審判書謄本を受け取った日からこの審判の効果が発生します。

今後、後見人において、後見事務終了報告書を作成し、裁判所に提出されること
になりますが、財産等の引き渡しにおいてあなたの受領印等をいただく場合もあり
ますので、ご協力をお願いいたします。

ご不明の点がございましたら、下記担当者までお尋ねください。

〒350-8531

埼玉県川越市宮下町二丁目1番地3

さいたま家庭裁判所川越支部

裁判所書記官 松下周平

電話 (049) 273-3041 (ダイヤルイン)

令和元年（家）第22935号 後見開始の審判の取消申立事件

（基本事件番号 平成24年（家）第8429号 本人 市川 枝里）

審 判

住所 埼玉県ふじみ野市鶴ヶ丘2丁目22番2号

申立人 市川 清

本籍 埼玉県ふじみ野市桜ヶ丘3丁目752番地13

住所 埼玉県ふじみ野市鶴ヶ岡2丁目22番2号

成年被後見人 市川 枝里

昭和58年12月3日生

事務所 埼玉県川越市新富町2丁目12番22号

日神デュオステージ川越新富町803

成年後見人 石井 庸久

事務所 埼玉県川越市元町二丁目4番地11

成年後見監督人 細田 初男

主 文

- 1 当裁判所が平成24年5月23日に成年被後見人についてした後見開始の審判を取り消す。
- 2 手続費用は申立人の負担とする。

理 由 の 要 旨

- 1 申立ての趣旨

主文1と同旨

- 2 当裁判所の判断

一件記録によると、成年被後見人については、精神上の障害により事理を弁識する能力を欠く常況が消滅したものと認められる。

そうすると、本件申立ては理由があるので、主文のとおり審判する。

令和4年8月24日

これは謄本である。

令和4年8月24日

さいたま家庭裁判所川越支部

裁判所書記官

松下周平

さいたま家庭裁判所川越支部

裁判官 小島 法夫

